

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の**無償化**がスタートします。

保育園（所）を利用することも

【無償化の対象者・対象範囲について】

○ 2号認定こども（保育を必要とする認定）

- 対象者は、3歳以上児（3歳児・4歳児・5歳児）です。
- 対象範囲は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 今まで保育料に含まれていた給食費（副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降のこどもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○ 住民税非課税世帯の3号認定こども（0歳児から2歳児）

- 無償化の対象期間は、0歳児クラスから2歳児クラスのなかで、住民税非課税である期間です。年度途中で住民税が課税された場合は途中で保育料が発生します。

○ 同時入所第2子以降の保育料全額無料と多子世帯保育料軽減制度は3歳未満児が対象です。

- この制度により保育料が無料となる0歳児から2歳児までについては保育料が全額無料です。3歳以上児は給食費（副食費）のみお支払いいただきます。

手続きについて

対象者には、町から通知書を送付しますので、手続きは不要です。

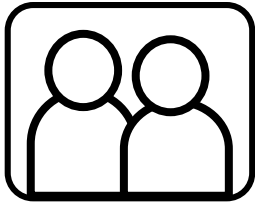
- 改めて行っていただく手続きはありません。

給食費の支払い方法

- 3歳以上児の給食費は保育園（所）が直接集金します。
0歳児から2歳児までは今まで通り町が徴収します。

無償化の考え方

～これまで～



保護者

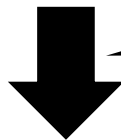
(例) 階層D4の場合

①子ども1人(a:年長)のみ
保育料 25,000円

②子ども2人(a:年長)+(b:年中)
保育料 a:25,000円+b:0円=25,000円

③子ども3人(a:年長)+(b:年中)+(c:0歳児)
保育料 a:25,000円+b:0円+c:0円=25,000円

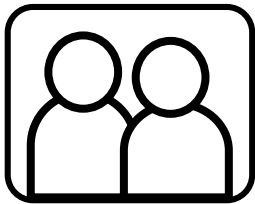
保育料
階層D4
《課税世帯》
(月額25,000円)



家庭の負担が
軽減されます



～無償化後(2019年10月以降)～



保護者

①子ども1人(a:年長)のみ
給食費のみ 4,500円

②子ども2人(a:年長)+(b:年中)
給食費のみ a:4,500円+b:4,500円=9,000円

③子ども3人(a:年長)+(b:年中)+(c:0歳児)
給食費と保育料 a:4,500円+b:4,500円+c:0円=9,000円

保育料
階層D4～D10
《課税世帯》

よくある
質問
Q&A

Q 延長保育の利用料は無償化ですか？

A 延長保育に係る費用は有料です。

Q 病後児保育やファミリーサポートセンターを利用した場合は無料になりますか？

A 保育園(所)に通園している場合は、病後児やファミサポの利用料は有料です。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳児から5歳児までの利用料が無償化になります。(特に手続きはありません)

問い合わせ先:健康福祉課 生活応援係
TEL:22-7705